

○ 興行場営業許可申請書等記載事項変更 提出書類一覧	根拠法令等	備考
① 興行場営業許可申請書等記載事項変更届	市条例3 市細則5-1-(1)	様式あり (word)
② 法人の事務所所在地、名称または代表者を変更したときは、登記事項証明書（直近の内容で3ヶ月以内に発行されたもの）（原本を保健所でコピー）	市細則5-2-(2)	法務局で取得
③ 構造設備を変更したときは、変更後の構造設備を明示した図面	市細則5-2-(1)	提出用をご準備ください。
変更後10日以内に届け出なければなりません。		
大規模な施設変更の場合、新規扱いになることがあります。		
全く別の法人が営業を引き継ぐ場合は、変更ではなく新規申請となります。（合併は除く）		